

2015年10月30日

日本公認会計士協会
会長 森 公高 殿

事務所所在地 京都市中京区六角通東洞院西入
堂之前町254番地 WEST 18
監査事務所名 清友監査法人
代表者の役職と氏名 包括代表社員

中野 たす介



上場会社監査事務所名簿等への登録に係る誓約書

当監査事務所は、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、上場会社監査事務所部会登録事務所規約第1条の2及び第2条に掲げる以下の義務を履行することを誓約いたします。

I 監査事務所の監査実施体制の整備及び運用に関する事項

- 一 公認会計士法（以下「法」という。）第1条に規定する公認会計士の使命を踏まえ、法第1条の2に規定する公認会計士の職責を全うするため、関係する法令及び会則等を遵守し、適正な監査業務の確保に向けて適切な対応を行えるよう監査事務所の監査実施体制を構築及び維持すること。加えて、監査法人である場合には、法第34条の13及び公認会計士法施行規則第25条から第28条に規定する業務管理体制を整備すること。
- 二 法第2条第1項の財務書類の監査又は証明は、法において公認会計士が行うことができると規定された独占業務であり、また、上場会社には多数の利害関係者がいることから、監査基準等に加え、法令、規制に従って、監査を行う必要があることをより強く認識して、監査を実施し、日本公認会計士協会の指導及び監督を受けること。
- 三 公共の利益への貢献に資するため、監査事務所は、株主、投資家その他の利害関係者に対して責務を負っていることを認識し、監査事務所に所属する公認会計士及び職員が、監査事務所の策定した品質管理のシステムに関する方針及び手続を遵守するよう、適切に指導し、監督するとともに、誠実な業務執行ができるよう十分な時間が確保できる体制を整備し、運用すること。また、それを検証する体制を整備し、運用すること。
- 四 前三号について、監査事務所の代表者はこれらを適切に行うことに対する責任があることを認識し、その責任を果たすこと、及び監査法人の社員又は公認会計士共同事務所の業務執行責任者として業務を行っている者（以下「社員等」という。）は、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保することにそれぞれ責任を負っており、各社員等間における適切な牽制の下、その責任を果たすこと。（注）

II 上場会社監査事務所部会の登録に関する事項

- 一 会則第127条第2項に規定する名簿等、会則第129条第2項の誓約書、上場会社監査事務所登録規則（以下「規則」という。）第5条の登録事務所概要書及び品質管理システム概要書における必要事項並びに法第28条の4第1項（法第16条の2第6項において準用する場合を含む。）又は法第34条の16の3第1項の規定により作成する説明書類の開示を受け入れること。

- 二 会長が、会則第128条第2項、第128条の2第3項若しくは第128条の3第3項の規定による登録を認めない決定、会則第131条に規定する措置、会則第132条若しくは第133条に規定する取扱い、会則第132条の2第1項の規定による指定又は会則第132条の3第1項の規定による指定の再開を通知したときは、当該決定、措置、取扱い、指定又は指定の再開を受け入れること。
- 三 会則第132条の2の名簿再登録制限者を上場会社の監査業務の業務執行責任者、上場会社の監査業務に係る審査を行う者その他上場会社の監査業務の重要な決定及び判断を行う者（以下これらを総称して「主要な担当社員等」という。）としてはならないこととし、この義務を履行しなかつた場合は、会則第132条の4の規定に違反することを認識し、その責任を果たすこと。
- 四 他の監査事務所から移動してきた会員を主要な担当社員等としようとするときは、会則第132条の2の名簿再登録制限者に指定されていないことを確認すること。
- 五 会則第132条の2の名簿再登録制限者に指定されている会員が所属している場合には、当該会員に対し、その指定が解除されるまでの間、主要な担当社員等として業務を行わせないことに同意した旨の誓約書の提出を求めるこ。
- 六 会則第135条の規定により不服申立をした場合において、品質管理委員会等本会の関係者に故意又は重大な過失がないときは、不服申立が認められたとしても、損害賠償請求権を行使しないものとすること。
- 七 規則第8条に規定する登録抹消の届出等、規則第9条に規定する定期報告及び規則第10条に規定する変更報告を品質管理委員会に提出すること。
- 八 準登録事務所名簿に登録された監査事務所が新たに上場会社監査事務所となったときは、会則第128条第1項の規定により、上場会社監査事務所名簿への登録を品質管理委員会に申請すること。
- 九 品質管理レビューの結果に基づき、品質管理委員会が会則第5条に規定する本会の事務所において、口頭による説明及び勧告を行う旨の通知があった場合は、これに協力すること。
- 十 品質管理委員会規則第7条第1項に規定する検査結果通知書の写し及び同条第2項に規定する報告徴収命令に係る全ての報告書の写しを品質管理委員会に提出すること。
- 十一 品質管理委員会規則第5条の2第一号から第三号に定める場合を除き、レビュー報告書、改善勧告書及び改善計画書の第三者への開示はこれを行わないこと。
- 十二 前各号のほか、関係規定において課される全ての義務を履行し、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に全面的に協力すること。

以上